

陸上貨物運送事業労働災害防止計画

(平成25年度～29年度)

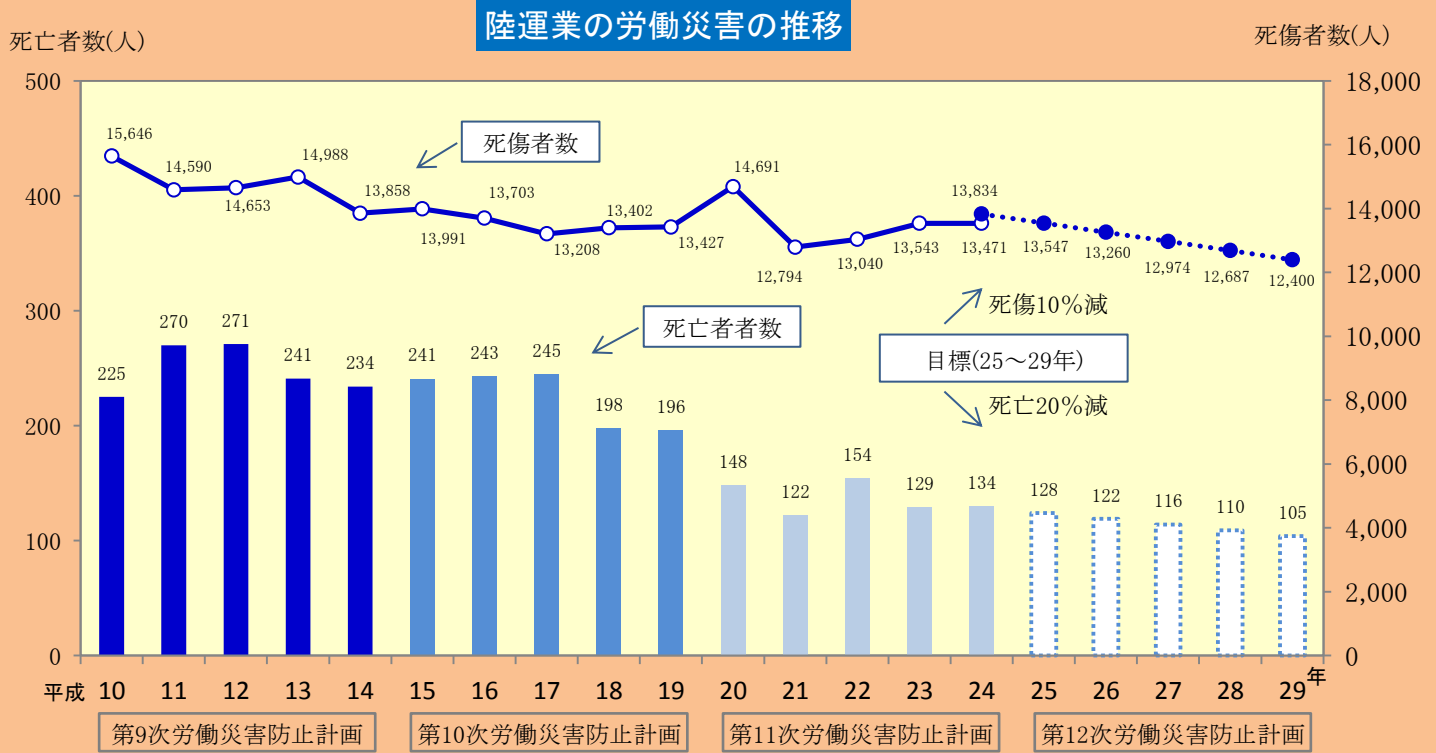
荷役災害の防止で、陸運業の労働災害の減少を

働く人々の安全と健康は、かけがえのないものであり、何にもまして尊重されなければなりません。

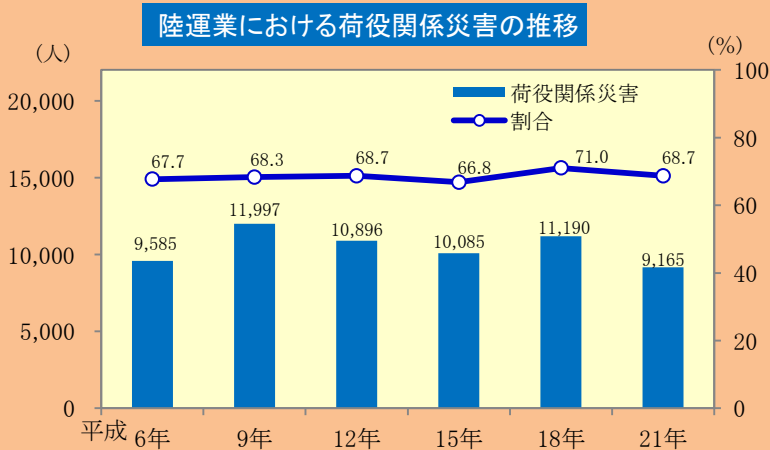
陸上貨物運送事業労働災害防止協会（以下「陸災防」といいます。）では、国の新たな第12次労働災害防止計画（平成25年度～29年度）や陸運業における労働災害の発生状況等を踏まえて、新たな労働災害防止計画を策定いたしました。

この計画に基づき、陸運業で働く人々の安全と健康の確保を図るため、陸運事業者は従業員とともに「労働災害防止の重点対策（1～5）」の事項に、計画的・継続的に取り組みましょう。

陸災防は、その取組を関係者と一体となって支援してまいります。



注 「死傷者数」は、休業4日以上。平成24年までは「労災保険給付データ」及び「労働者死傷病報告（労災非適）」による数値。
なお、平成25年以後の死傷者数は「労働者死傷病報告」に基づく目標数値です。



(注) 厚生労働省「労働災害原因要素の分析」による。
割合は、全死傷者数に対する荷役関係災害の割合。

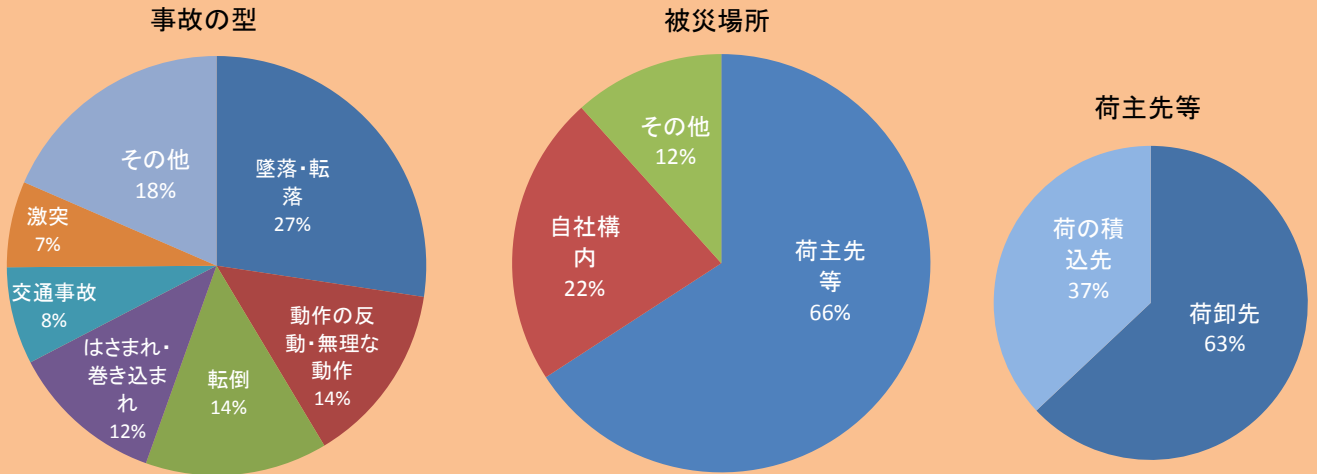
【死傷災害】 長期的には着実に減少してきていましたが、近年増加傾向となっています。

死傷災害は、荷役関係災害が約7割を占め、そのうち荷主先等の構内で約7割が発生しています。また被災者の81%が貨物自動車運転者です。

【死亡災害】 過半数を交通労働災害が占めていますが、その割合は減少傾向にあります。

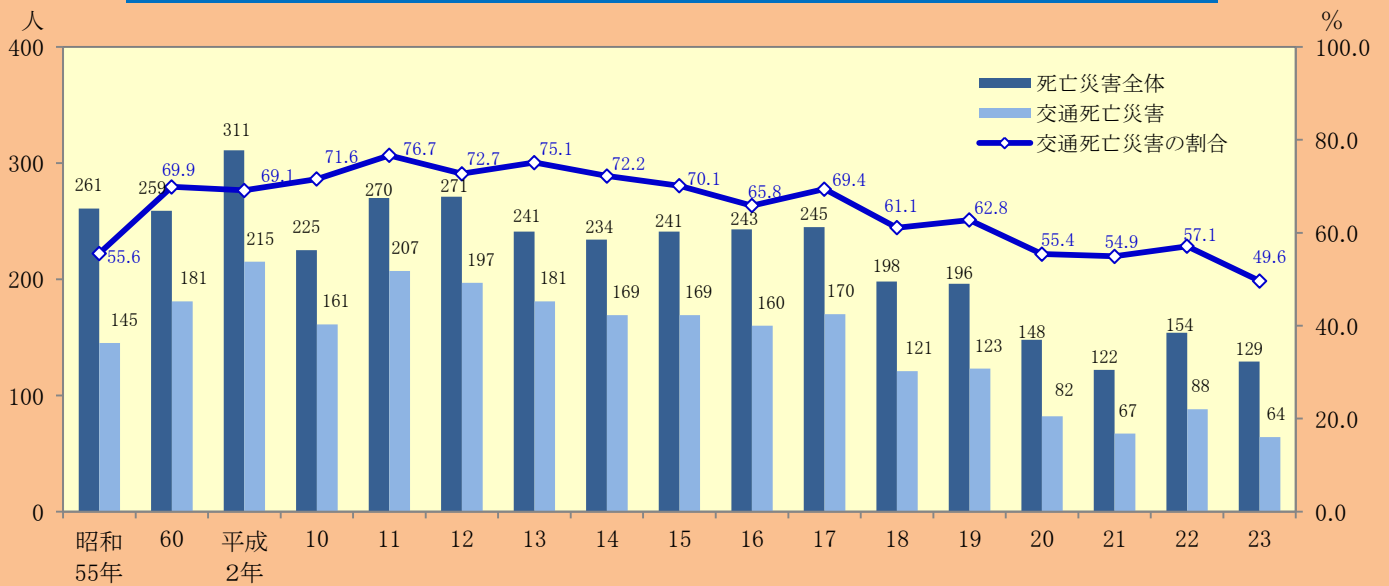
【健康】 過労死等の労災認定件数が依然として多く、また腰痛症もあまり減少していません。

死傷災害の分析（平成23年陸運業）



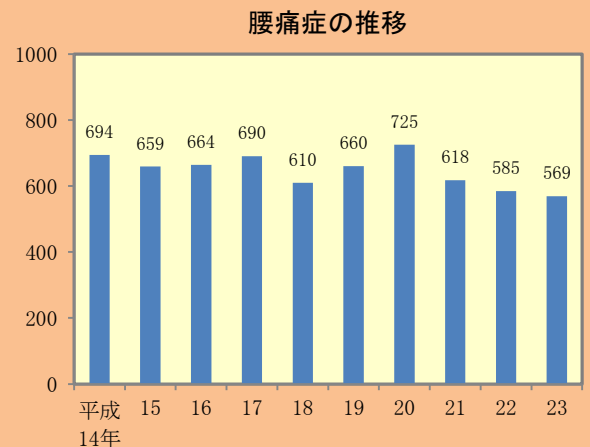
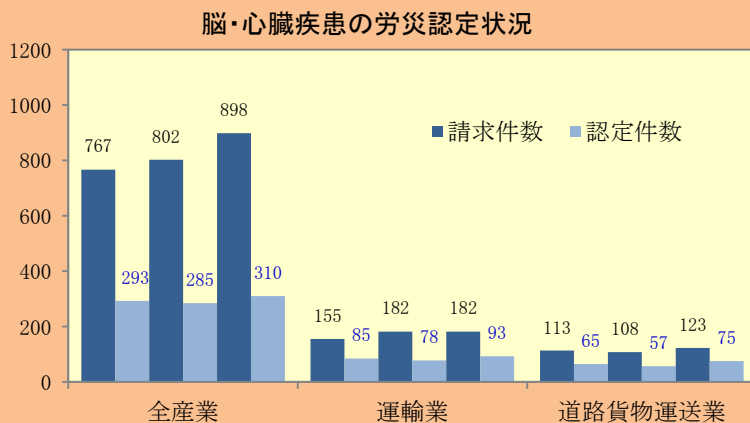
(注) 厚生労働省が平成23年の陸運業の死傷病報告(14,248件)から無作為に抽出した1,000件について分析したもの。

交通死亡災害の推移（陸運業）



(注) 厚生労働省死亡災害調べ

健康の状況（陸運業）



計画の概要

5年の期間

平成25年度～29年度

3つの
目標

- 1 死亡者数を5年間で20%以上減少させる。(平成24年134人→平成29年105人以下に)
- 2 死傷者数を5年間で10%以上減少させる。(平成24年13,834人→平成29年12,400人以下に)
- 3 過重労働による健康障害を防止する。腰痛症を減少させる。

3つの
視点

- 1 死傷災害の約7割を荷役関係災害が占める。
⇒ 厚生労働省「荷役作業安全ガイドライン」に基づく、荷主等と連携した取組の推進。
- 2 死亡災害の半数以上を交通労働災害が占める。
⇒ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」を中心とした安全の取組を強化する。
- 3 高年齢化で健康問題が課題に
⇒ 過労死の予防、腰痛対策を推進する。

労働災害防止の重点対策

みんなでがんばろう



1 荷役関係災害の防止

- ① 厚生労働省「荷役作業安全ガイドライン」に基づく取組を行いましょ。
- ② 荷役作業の墜落・転落災害防止や荷の運搬中の災害防止を含む安全衛生教育を、トラック運転者に対して実施しましょ。
- ③ 荷主等が管理する施設での陸運事業者の作業者の災害防止対策について、ガイドラインに基づく荷主等の対策についての理解が進むよう、荷主等と連携を図りましょ。
- ④ 荷主等との役割分担が明確化されるよう、「モデル運送契約書」の普及等を図る。

2 交通労働災害の防止

- ① 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく取組みを徹底しましょ。
- ② 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の遵守に努めましょ。
- ③ 高年齢運転者の交通労働災害、荷役災害の防止に努めましょ。

3 健康確保対策の推進

- ① 健康診断事後措置等の健康管理と恒常的時間外労働を発生させない労働時間管理を徹底しましょ。
- ② メンタルヘルス不調予防のため、管理監督者の適切な対応と従業者自身によるストレスチェック等が行えるよう、教育研修や情報提供を行いましょ。
- ③ 新「腰痛予防対策指針」に基づく取組を行いましょ。雇入時教育等に同対策を盛り込みましょ。
- ④ 夏季の屋外作業について熱中症の適切な対策を行いましょ。

4 リスクアセスメント等の普及促進

- ① 陸災防等が実施する「リスクアセスメント研修」に参加し、理解を深めましょ。
- ② 陸災防が示す「リスクアセスメント導入の具体的な方法」等を参考に、その導入を図りましょ。
- ③ 陸災防が示す「簡易な取組方法」等を参考に、労働安全衛生マネジメントシステムを導入しましょ。

5 高年齢労働者対策

- ① 陸災防が示す「高年齢運転者の労働災害防止対策」等を参考に、年齢による心身機能の変化を踏まえた荷役関係災害防止、交通労働災害防止に取り組みましょ。
- ② 基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者について、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないよう注意喚起しましょ。

6 陸災防の実施事項（労働災害防止団体としての機能の充実）

- ① 陸災防は、陸運業の労働災害防止の最も専門的ノウハウを持つ専門家集団として、労働災害防止の推進役としての十分な役割を果たすよう努めます。
- ② 関係行政機関との密接な連携のもと、労働災害防止の情報収集、教育指導機関としての役割強化を図ります。
- ③ 労働災害防止に積極的に取り組もうとする「特定事業場」の安全衛生水準向上を指導・支援します。
- ④ 危険予知活動の推進などにより、作業者の安全衛生意識、危険感受性の高揚を図ります。
- ⑤ 安全衛生水準の向上に積極的に取り組む事業場や作業者を評価し公表する制度を検討します。

【荷役作業安全対策ガイドライン】（「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成25年3月厚生労働省通達)）

厚生労働省が、陸運事業者の労働者が行う荷役作業における労働災害を防止するために、陸運事業者及び荷主等がそれぞれ取り組むべき事項をガイドラインとして示したものです。 ※ 荷主等とは、荷主、配送先、元請事業者等をいいます。陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項が、おおむね次のように示されています。

1 関係者の責務

陸運事業者、荷主等はガイドラインを指針として、陸運事業者の労働者が荷役作業で被災しないよう対策を講じる必要があります。

2 安全衛生管理体制の確立等

荷役災害防止担当管理者の指名、PDCAサイクルによる計画的な対策、荷役災害防止の審議など。

3 荷役作業における労働災害防止措置

墜落・転落災害、荷役運搬機械・荷役用具等による災害、転倒災害、腰痛症等の防止など。

4 荷役作業の安全衛生教育の実施

荷役作業従事者に対する荷役災害防止教育、作業指揮者等に対する教育、KYTなど。

5 陸運事業者と荷主等との連絡調整

荷役作業における役割分担の明確化、陸運事業者と荷主等との「安全作業連絡書」等による連絡調整、協議組織の設置など。

6 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置

十分な休憩時間を考慮した運行計画など。

7 陸運事業者間で業務請負等を行う場合の措置

下請事業者との連絡調整、作業場所の巡視、安全衛生教育についての指導・援助など。



【リスクアセスメント】（「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成18年3月10日公示第1号））

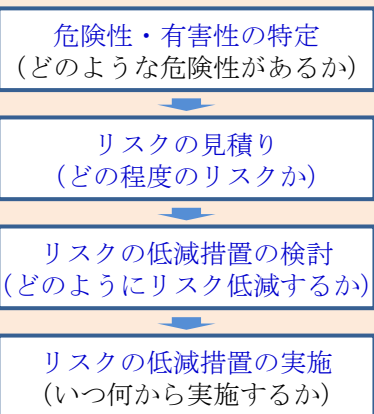
「リスクアセスメント」とは、職場にひそむ危険性・有害性について、その危険性の程度(リスク)を見積もり、そのリスクの程度に対して、リスク低減の措置を優先度を含めて事前に検討することをいいます。

言いかえれば、できるだけ災害が発生しにくく、また発生しても重篤な災害とならないような安全度の高い職場をつくるための手法(ツール)といえます。

※「リスク」：職場に潜在的に存在する危険性・有害性によって災害発生のおそれがある場合、「どの程度災害発生の可能性があるか」、その際「どの程度の負傷や疾病になるのか」を合わせたものをいいます。

労働安全衛生法第28条の2第1項では、リスクアセスメント(危険性又は有害性等の調査)を実施し、その結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置(リスク低減措置)を講ずることを、事業者の努力義務として求めています。

また、厚生労働省では、このリスクアセスメントとそれに基づき講ずる措置について、その基本的な考え方や実施事項を「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」として公表しています。



【労働安全衛生マネジメントシステム】（平成11年4月30日労働省告示第53号 改正平成18年3月10日厚生労働省告示第113号）

企業のなかで、事業主がどのような基本方針のもとで、どのような方法で経営を進めていくかを決めて、組織全体を動かしていくことを「マネジメント」といいます。

この「マネジメント」をうまく進めるためには、そのための企業内の仕組みが必要で、その仕組みのことを「マネジメントシステム」といいます。

企業におけるマネジメントシステムのうち、労働安全衛生管理に関する仕組みが「労働安全衛生マネジメントシステム」といわれるものです。その目的は、職場のリスクを低減する取組を継続的に行うことです。

厚生労働省では、労働安全衛生規則第24条の2に基づき、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」を公表しています。

指針では、事業場で、次の事項を体系的かつ継続的に実施するものとされています。

- ① 安全衛生に関する方針の表明
- ② 危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)及びその結果に基づき講ずる措置
- ③ 安全衛生に関する目標の設定
- ④ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善

※ 当協会では、陸運事業者が労働安全衛生マネジメントシステムを容易に導入できるように「陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン」(略称RIKMSリクムス)を策定していますので、ご参照ください(平成14年5月策定、平成19年11月改正)。

